

『ミヤ・共創ラボ』

募集要項

令和7年9月 第2版

本市においては、これまで、市と事業者が連携し、地域における公共的な課題に対応することで市民サービスの向上や行政事務の効率化などを目的に官民連携の推進に取り組むとともに、令和5年度よりスタートした「第6次総合計画後期基本計画」に基づき、官民連携の取組を発展させ、行政はもとより、市民・事業者・団体などのまちづくりの主体が一体となった「共創のまちづくり」の推進に取り組んでいます。

このような中、令和2年に設置した「宇都宮市東京オフィス」においては、多様なステークホルダーによる共創・協業の実績を上げており、また都市間の連携強化やオンラインによる情報交換も活発化しており、連携方策や機会創出の手段の選択肢が広がっている状況にあります。



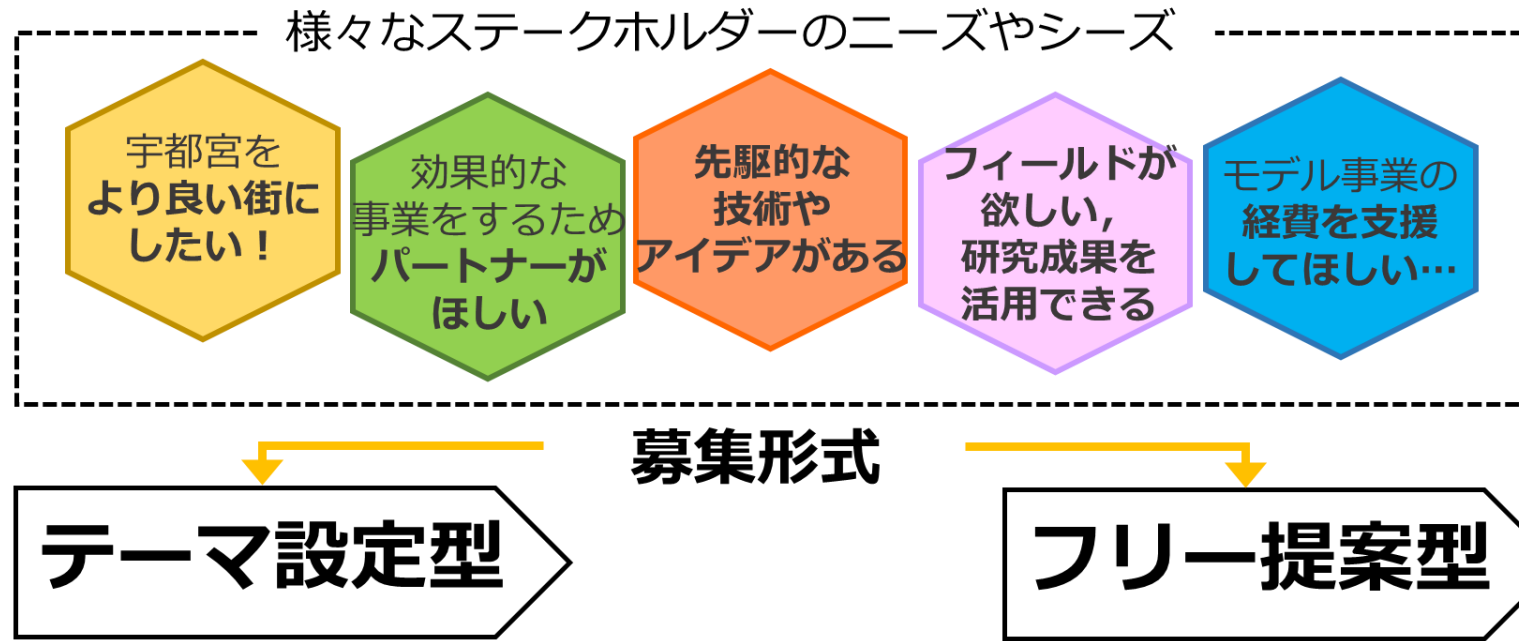
人口減少・高齢化等による人口構造の変化に対応し、持続可能な形で市民生活や事業活動を支えていくためには、より一層、市民・事業者・団体・行政（市と他自治体との連携を含む）による共創・協業の促進を図り、市民サービスの向上や新たな価値の創造を目指す必要があると考えます。

そこで、地域課題の解決や新たな価値の創造などに向け、事業者や各団体が手を組み、共創・協業に資する取組を研究し、共創事業の社会実装に取り組むため、「ミヤ・共創ラボ」において様々な提案を募集いたします。



(1) 事業内容

- 本市の行政課題等を市ホームページ，自治体CONNECT等で公開【テーマ設定型】
- 地域課題，行政課題等の解決に向けた事業提案を受付
- 提案いただいた事業について意見交換
随時対話を通じて事業イメージの共有を図り，「ミヤ・共創ラボ」の適否を判断
- 事業提案採択後，「事業の実施に関する覚書」を締結
- プロジェクトチーム（以下「ミヤ・共創ラボ」）を結成し，モデル事業の実証実験等を通じて，課題解決に取り組む



(2) 市との連携の流れ



(3) 「ミヤ・共創ラボ」に対する市の支援

※対象事業費については【負担金対象経費一覧表】参照



伴走支援

モデル事業等に要する資源（フィールド、データ、ネットワークなど）の提供や、取組成果について市の媒体等を活用した広報など

**「共創推進室」が
事業者等と行政の総合調整を担います！**



財政支援

地域課題等の解決に資する具体的な事業等に対し、事業の実施に要する費用の一部を支援

⇒ 対象事業費の1/2

⇒ 1事業につき上限100万円程度

（※市からの追加提案依頼等によっては負担額は柔軟に対応）

3 応募要件

(1) 応募対象

「テーマ設定型」，「フリー提案型」とともに，本市の行政課題や地域課題等の解決に向けたモデル事業や実証実験などの提案

(2) 応募資格

企業，大学，団体，個人事業主で，次の要件を満たす者

- ・ 実証実験等の遂行が可能であること
- ・ 以下のいずれにも該当しないもの
 - ⇒ 法令等に違反する行為を行ったものまたはこれ類するもの
 - ⇒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する営業に該当するものまたはこれに類するもの
 - ⇒ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - ⇒ 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する者）の関与が認められるもの

3 応募要件

(3) 団体要件

対象となる団体は、次の各号に該当するものとする。

- ① 規則や会則を持ち、継続的な活動が行われる団体
- ② 原則5名以上で構成されている団体
- ③ 法人格を有する団体にあたっては、市税に滞納がないこと。

(4) 採択の視点等

- ご提案いただいた内容は、市総合政策部地域振興・共創推進室及び市所管課等において、別紙「『ミヤ・共創ラボ』共創事業に係る採択チェックシート」の項目、視点により総合的に採択の可否を判断
- 採択の可否を通知

【採択の視点（主な項目）】

- ▶ 公益性・社会貢献
- ▶ 共創性
- ▶ 財政支援のニーズ

- ▶ 先進性
- ▶ 主体性・積極性
- ▶ モデル事業の具体性

4 応募方法

(1) 提出書類（様式は任意）

- ・ 企業等概要書
- ・ 企画提案書
- ・ その他必要な資料

(2) 提出方法

- ・ (1) の提出書類を作成の上、下記連絡先までメールで提出

<連絡先>

宇都宮市 総合政策部 政策審議室 共創推進室（担当：阿部）

【メール】 u10000501@city.utsunomiya.tochigi.jp

【件 名】 「ミヤ・共創ラボ」 事業提案

【電 話】 028-632-2113

(3) 採択結果の通知

- ・ 採択結果については、提案者に対して随時メールまたは電話にて連絡するものとする。
- ・ なお、採択結果に対する異議の申し立ては一切受け付けないものとする。



お問い合わせも
こちらまで

5 その他留意事項

(1) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案が無効となる場合について

提案内容が、下記のいずれかに該当する場合は、市が連携して行うにふさわしくないと判断し、受付を行わないものとする。

また、受付後の意見交換の中で、該当する事実が判明した場合には、採択の可否の検討又は連携を中止する。

- 法令及び公序良俗に反する場合
- 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- 提案内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- 市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その連携を図ることが適当でないと判断される場合
- 事業の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合

【負担金対象経費一覧表】



支出項目	対象となる経費	備考 (対象とならない経費)	支出項目	対象となる経費	備考 (対象とならない経費)
報酬費	専ら本事業に従事した勤務時間分の人件費 ※本市もしくは国等の単価表に基づく額を上限	経常的な人件費	備品購入費	・本事業に必要と認められ、リース対応等が不可能な備品の購入費	・本事業に必要と認められないもの（団体構成員間の持ち寄り等で対応ができるもの、リース等ができる可能性あるものなど） ・パソコンやポット等、本事業以外への使用が可能と考えられるもの
報償費	・講師、出演者等への謝礼 等 ・講師謝金等について、特殊なものを除き、単価に準じて要求すること（交通費込み） ※具体的な金額についてはお問い合わせください	・乙が雇用する従業員等への謝礼 ・菓子折り等の物品による謝礼に係る経費 等			
印刷製本費	・ポスター、チラシ、報告書の印刷費 等				
原材料費	・石材や砂、セメント等の資材材料費 ・苗木等の購入費 ・料理教室等の食材 等		その他	・その他、本事業の実施ために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費（負担金対象経費となるかは、個別に経費の内容を審査します）	・商品券等金券、記念品等の購入 ・土地の取得、造成及び補償に関する経費 ・乙の経常的な運営に関する経費（家賃、電話料、事務所賃等） ・領収書等により、支払ったことを明確に確認することができない経費 ・社会通念上適切でないと認める経費 等
消耗品費	・文房具等の消耗品費、コピー代				
使用料及び賃借料	・会議室、会場等の使用料 ・機器類の賃借料 等				
役務費	・郵便料金等の通信・運搬費 ・講師謝金の振込手数料 ・テレビ・ラジオ・新聞雑誌その他の広告をする場合の経費 等		※対象外経費の例 ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費 ・国や甲が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費 ・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費 ・コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金 ・親睦会に係る経費 ・車両購入等に伴う自賠責保険、任意保険（自動車保険） ・損害保険及び各種税金 ・その他、本事業と無関係と思われる経費		
委託料	・専門的知識、技術等を要する業務についての委託 等 ・計画、立案、実行の一部を委託する業務 等				
旅費	・講師、専門家、出演者等への交通費				
宿泊費	・視察、研修等参加に対する交通費、宿泊費 ・乙の雇用する従業員等の本事業実施に要する交通費（電車代、バス代、ガソリン代、レンタカー代等。自家用車のガソリン代は1 1円／kmで算定し、レンタカーのガソリン代は実費とする。） ・臨時的なアルバイト、ボランティアへの交通費、宿泊費 等 ・視察、研修以外の乙が雇用する従業員等に対する交通費、宿泊費 ・研修等参加負担金 ・視察、研修等の参加負担金 等 ・連合組織等への参加負担金 等				
食糧費	・会議の飲み物、参加者の飲み物代 ・講師や外部ボランティア等に対する食事、飲み物代 等 ・食糧費の基準については、単価に準じて要求すること ・対象者や会議時間の設定を工夫し、極力節減を図り、単価を上限とする ・原則として、市職員が半数以上の場合は認めない ・飲料品の購入は、軽減税率（8％）が適用されるため、茶代・昼食代（外食ではなく購入する場合）・来客用茶代の単価の税率は8％としている ※具体的な金額についてはお問い合わせください				